

令和8年6月4日

各位

志布志市長 下平 晴行

## 公募型プロポーザルに係る質疑回答書

松山地域義務教育学校建築基本設計公募型プロポーザルに係る質疑について、下記のとおり回答します。

No.	質疑内容	回答
1	JVで参加する場合、JV協定書等は不要という理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
2	設計共同体の資格要件に、「イ 構成員2者とも建築設計担当とし、建築士事務所としての主たる業務が、建築設計業務であること。」とありますが、建築設計業務とは、意匠・構造どちらも該当すると理解してよいでしょうか。	意匠設計としてください。
3	第1業務の概要 3 設計対象施設概要 (3)外構設計(造成設計、用地測量など)の記載がありますが、用地測量は敷地全体、造成設計は各々の提案次第で必要になる場合は基本設計程度で仕上げるという理解でよいでしょうか。	貴見のとおりです。
4	審査委員会に学識経験者は含まれますか。	含まれます。
5	設計スケジュールが令和8年度内の基本・実施設計完了になっています。 9月に契約後、6か月の設計期間で、うち2か月程度は積算期間となるため、実質4か月で基本・実施設計を仕上げるスケジュールになっています。これは厳守でしょうか。もしくは、ある程度の延長も含めて提案の範囲内と理解してよいでしょうか。今の段階で、JVや協力事務所を確保するために、スケジュールのニュアンスを伝える必要があります。	令和8年度内の実施設計完了は厳守です。

No.	質 疑 内 容	回 答
6	<p>実施要領、第2、1、(1)、コ、「～が延べ面積1,000㎡以上(教室を含む施設に限る。)の実績を有していること。」とあります。学校教育法第1条に規定する学校の屋内運動場の新築、増築または改築に係る基本設計、または実施設計が完了したものは実績に該当しないのでしょうか。</p>	<p>該当しません。</p>
7	<p>応募資格要件に「参加申込書提出日現在、直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を3名以上有すること。」とありますが、技術提案書の提出期限までには問題なく満たすことができますが、大丈夫でしょうか。よろしくお願い致します。</p>	<p>時点日は「参加申込書提出日現在」ですので、遅くとも令和8年6月9日時点で「直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)雇用関係にある一級建築士の資格を有する者」を単体事務所の場合で5名以上、設計共同企業体の代表者の場合で3名以上、設計共同企業体の代表者以外の場合で2名以上を有している必要があります。</p>
8	<p>応募資格要件 P2 の</p> <p>(1)「ケ 参加申込書提出日現在、直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を5名以上有すること。」</p> <p>(2)「キ 構成員のうち代表者の資格要件 a. 参加申込書提出日現在、直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を3名以上有すること。」</p> <p>(2)「ク a. 参加申込書提出日現在、直接的かつ恒常的(3ヶ月以上)雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を2名以上有すること。」</p> <p>とありますが、一般的な公共公募では、広く開かれて技術者を攻防するために、実際に資格が必要となる「技術提案書の提出時まで」が通例になりますが、今回も「技術提案書の提出時まで」に一級建築士の上記要件が満たしていればよいのでしょうか。</p>	<p>No.7のとおりです。</p>
9	<p>応募資格要件において、設計共同企業体の構成員のうち1者以上が鹿児島県内に主たる営業所を有することと示されていますが、県外の構成員が設計共同企業体の代表者となることは可能と考えてよろしいのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおりです。</p>

No.	質 疑 内 容	回 答
10	当プロポーザル審査委員会の構成員をお示しいただくことは可能でしょうか。	審査委員は二次審査の対象者に限り、二次審査当日に公表します。